

流山市FM戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 ファシリティマネジメント（以下「FM」という。）推進に関して、全庁横断的な検討・判断を実施するために、流山市FM戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) FMに関する総合的な方針に関すること。
- (2) FM施策の実施判断に関すること。
- (3) その他FM推進のために必要な事項に関すること。

2 政策決定が必要な事項については、戦略会議での検討結果を速やかに政策調整会議に諮ること。

3 実務的な検討に関しては、別に定めるFM検討委員会又はFMワーキンググループへ委任する。

(組織)

第3条 戦略会議は委員長、委員をもって組織する。

2 委員長は、市長とする。

3 委員は、副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、財政部長、環境部長とする。

(委員長及び職務代理)

第4条 委員長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 戦略会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 戦略会議の事務局は財産活用課に置く。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。